

## 令和6年度宮古市立学校施設開放事業実施要項

### 1 事業の目的

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場、子どもの遊び場及び生涯学習の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲内において宮古市立小学校及び中学校の学校施設を開放する。

2 開放期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 開放時間帯 学校教育に支障のない時間

4 開放校及び開放施設 別表1のとおり

5 対象 市民

### 6 登録

開放施設を利用したい団体は、学校施設開放利用団体登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、宮古市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出することとする。

教育委員会は受理した申請書に基づき審査し、利用の承認を決定した場合には利用団体として登録するとともに、学校施設開放利用団体登録許可証（様式第2号）を交付する。登録は年度内に限り有効とし、利用の都度の申請は不要とする。

### 7 各学校施設開放管理運営委員会

各学校での開放の実施を円滑にするため、各開放校に施設開放管理運営委員会を置く。開放校及び関係校の教職員、地域住民の代表者、団体利用登録代表者等の中から必要委員数を選出し構成する。

管理運営委員は、互選により、委員長、管理指導員、事務担当者を選出し、教育委員会に報告する。

また、毎月の開放状況を実績報告書（様式第3号）により翌月10日までに教育委員会に提出する。

### 8 管理責任者（教育委員会）

開放校の管理上責任を負う者であり、開放校及び利用団体との調整を図り事業を円滑に進めるものとする。なお、利用団体には別表2の注意事項を順守させることとする。

### 9 管理指導員

開放校及び各利用団体代表者等の中から指名された者であり、職務を概ね次のとおりとする。

- ア 施設の開錠・施錠及び点灯・消灯を行うこと。
- イ 施設の点検、管理、保全、清掃に努めること。
- ウ 管理日誌を記入すること。
- エ 利用者の危険防止及び安全の確保に努めること。
- オ 利用者のスポーツ・レクリエーション、その他の指導を行うこと。
- カ 利用者に、別表2の注意事項を遵守させること。

#### 10 行為の禁止及び利用の停止等

利用者は、開放校において別表2に掲げる事項に違反し、または教育委員会及び各学校管理運営委員会が不相当と認める行為があった場合、並びに学校教育に支障があると学校長が認めた場合は、利用を停止又は、禁止することがある。

#### 11 利用者の賠償責任

利用者は、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかにその旨を学校に届けなければならない。

利用者は、開放校の施設又は設備を汚損、損傷等したときは、教育委員会の指示するところに従って原状回復又は損害賠償の責めを負うものとする。

#### 12 施設破損報告等

各学校施設管理運営委員会は、利用者による施設の破損等を発見した場合には、速やかに使用停止又は応急処置を行うとともに、施設破損等報告書（様式第4号）により教育委員会に報告するものとする。

#### 13 その他

- ・生徒の利用については、「宮古市における部活動の在り方に関する方針」（令和元年12月）に沿った活動とする。
- ・この事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(別表1)

令和6年度 学校施設開放事業校一覧

	学 校 名	開 放 施 設
1	宮 古 小 学 校	校庭・体育館
2	鍬ヶ崎 小 学 校	校庭・体育館
3	磯 鷄 小 学 校	校庭・体育館
4	山 口 小 学 校	校庭・体育館
5	千 徳 小 学 校	校庭・体育館
6	高 浜 小 学 校	校庭・体育館
7	花 輪 小 学 校	校庭・体育館
8	津 軽 石 小 学 校	校庭・体育館
9	重 茂 小 学 校	校庭・体育館・集会室
10	崎 山 小 学 校	校庭・体育館
11	田老第一 小 学 校	校庭・体育館
12	新 里 小 学 校	校庭・体育館
13	川 井 小 学 校	校庭・体育館
14	第 一 中 学 校	校庭・体育館・剣道場
15	第 二 中 学 校	体育館・格技場
16	河 南 中 学 校	体育館・武道場
17	宮古西 中 学 校	体育館
18	花 輪 中 学 校	体育館
19	津 軽 石 中 学 校	校庭・体育館
20	重 茂 中 学 校	校庭・体育館
21	崎 山 中 学 校	校庭・体育館
22	田老第一 中 学 校	校庭・体育館
23	新 里 中 学 校	校庭・体育館

計23校

(別表2)

## 宮古市立学校施設開放利用上の注意

- 1 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失しないこと。
- 2 許可又は指定した場所以外に立ち入らないこと。
- 3 許可又は指定した施設・設備・器具・機材以外を使用しないこと。
- 4 許可又は指定した場所以外に自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- 5 学校敷地内で喫煙しないこと。
- 6 原則として火気を使用しないこと。
- 7 騒音もしくは大声を発し、又は暴力を用いる等、その他の利用者に迷惑を及ぼすような行為はしないこと。
- 8 公安を害し、風紀を乱すような行為は行わないこと。
- 9 飲酒をしないこと。
- 10 使用後は清掃し、器具・機材は所定の位置に格納すること。
- 11 昼食以外の飲食物の携行をしないこと。ただし、水分補給のための飲み物については携行可能とする。
- 12 教育委員会、学校、管理責任者、管理指導員、運営委員会の指示に従うこと。